

第2章 子どもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

関連する主な SDGs*のゴール			
---------------------	---	---	---

【施策3】学校の教育力向上

(1) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- ア 特色のある学校づくりの推進
- イ 教職員の資質能力の向上
- ウ 学校組織運営の改善
- エ 子どもたちの安心・安全の確保
- オ いじめ防止対策の推進
- カ 不登校児童生徒への支援
- キ 教育相談の充実
- ク 夜間中学の充実

【施策4】地域の教育力・健全育成活動の充実

(1) 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- イ 青少年の健全育成

【施策3】学校の教育力向上

(1) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 特色のある学校づくりの推進

■ 現状と課題 ■

公立学校においても、各校の特色を明確に打ち出し、保護者や地域等に広く発信していくことが必要とされています。本市の子どもたちが、確かな学力と豊かな人間性を育み、健康な体と体力を向上させるためには、教育に関するさまざまな取り組みを通して学校を活性化させ、市民の信頼に応える、魅力をもった学校をつくることが求められています。

これからの社会を担う子どもたちを、たくましくのびのびと育てるためには、幅広い市民の理解と協力のもとに学校が主体性を発揮し、学校・家庭及び地域が連携して、ともに子どもたちを育てる体制を築くことが重要です。学校が自主性、自立性を発揮してさまざまな創意工夫をしながら魅力のある学校づくりを積極的に推進していくことが、各学校の特色へと結びついていきます。特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取り組みを尊重し、支援していく体制を整備することが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*を活用することによって、地域とともに特色ある学校づくりを一層推進させ、学校の活性化を図ります。
- ◆児童生徒の教育活動を支える支援員の配置など、学校に対して人的な支援を行うことで、教育活動を充実させ、特色ある学校づくりに結び付けていくようにします。
- ◆市教育委員会の研究委嘱を計画的に行うことで、特色ある学校づくりを推進し、各校教職員の指導力を高めるとともに、教育課題について研究を深め、本市の学校教育の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*の活用

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*を活用することによって、各校では特色ある学校づくりを進める中で、教育内容の質の向上や教職員の意識の向上に努め、市民の信頼に応える学校をめざして積極的に教育活動を推進していきます。また、保護者・地域の方が学校運営に参画することで、めざすべき教育のビジョンを共有し、学校を核とした地域ぐるみの学校づくりをめざします。

2 学校支援員の配置・充実

- 特色ある学校づくり推進校(地域や学校の特色を生かし、独自の推進テーマを設けた学校)を推進するため、全ての市立幼稚園・小・中学校にアシスタントティーチャーを配置しています。知・徳・体の調和のとれた児童生徒等を育成するために、学習指導の充実、学校図書館教育の充実など、各校の設定したテーマに沿った教育活動の支援を充実させることで、教育効果を上げます。
- 大学生学習支援員などのボランティア支援員に活動してもらう、かわぐち学校サポートプラン事業の充実を図ることで、授業及び部活動・課外活動などで教育効果を高めます。

3 研究委嘱の充実

- 研究領域を定め、2年間にわたって複数の教科・領域等で研究を推進します。「学力向上」「徳力*向上」「体力向上」「ライフスキルかわぐち」「アクティブラーニング*を取り入れた学習指導」などを研究領域として、委嘱を受けた学校がテーマに沿って研究を推進し、日々の学習指導に生かすとともに、研究成果を市内に発信し、本市の学校教育の充実を図ります。

イ 教職員の資質能力の向上

■ 現状と課題 ■

教職員の責務は、児童生徒一人ひとりに次世代に通用する資質・能力を育成することです。その職責を果たすためには、児童生徒一人ひとりを認め、鍛え、育むとともに、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本市の教職員の年齢構成は、大量退職時期を経て、若返った状況にあります。そのため、学校のみドルリーダー*として活躍が期待される中堅教職員の数が少なく、初任者をはじめ若手教職員が増加していることから、教職員の人材育成がこれまで以上に求められています。学校教育の質的な維持向上と児童生徒の学力向上に向けた基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るためには、指導力と課題解決力を兼ねそなえた教職員の育成を継続的かつ着実に行うことが一層重要になってきます。

そこで、教職員のライフステージ*等に応じた研修、調査研究の充実を図り、全ての教職員一人ひとりの指導力の向上が求められます。

■ 施策の方向性 ■

- ◆教職員の指導力や課題解決力の向上をめざし、教職員の専門性や経験年数等、ライフステージ*に応じた総合的、体系的な研修の充実を図ります。
- ◆児童生徒の豊かな心や人間性を育む方策や、今日的課題に関する研修を充実します。
- ◆学校訪問・学力向上訪問等による指導を通して、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- ◆本市の教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究を進めます。

■ 主な取り組み ■

1 教職員の専門性を高める研修や経験に応じた総合的、体系的な研修の充実

- 教職員の年次研修を体系的に実施し、若手の段階からベテランの段階まで、着実かつ切れ目のない指導力向上施策に取り組みます。
- 学校長から推薦された教職員を教育研修生」として任命し、学級経営や教育相談など、経験年数に応じて求められる指導力を備える研修を実施し、教職員の専門性を高めます。
- 「児童生徒一人ひとりの学力向上」に重点をおき、「主体的・対話的で深い学び」の視点から各教科等の授業改善を促進する研修を実施します。

2 児童生徒の豊かな心や人間性を育む教育や今日的課題に関する研修の充実

- 児童生徒の豊かな心や人間性を育むための指導力をそなえた教職員の育成をめざし、一人ひとりの自尊感情を高めるためのライフスキルかわぐちの研修や道徳科をはじめとした心の教育の充実を図るための研修を確実に実施します。
- 特別支援教育*や人権教育に関する理解や取り組みを推進するための研修や、児童生徒の安全・保健・食に関する研修を実施します。

3 学校訪問・学力向上訪問等の推進

- 学校訪問・学力向上訪問等を通して、学習指導や生徒指導等教育指導上の諸課題について、学校へ適切に指導を行い、課題の解決を図ります。
- 各指導主事*が専門性を発揮し、学校や教職員一人ひとりに応じた指導助言を通して、教職員の指導力の向上を図ります。

4 教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究の充実

- 課題研究や各種推進委員事業を活用し、今、対応が求められている様々な教育上の諸課題について調査研究を進め、その成果を効果的に市内に広めることにより、教職員の専門性を高め、優れた人材の育成を図ります。



教職員研修

ウ 学校組織運営の改善

■ 現状と課題 ■

次代を担う子どもたちに生きる力を身に付けさせ、豊かな人間性を育てていくためには、個々の教職員が教育に対する情熱や使命感、倫理観を持ち、学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個々の能力や個性を発揮するとともに、組織体である学校は、集団として学校の組織力を強化する必要があります。

現在、教職員が大量に退職する時期を経て、若手教職員が豊かな経験を有した教職員の専門的な知識や技能をどのように活用し、学校という組織の中で共有を図っていくかが大きな課題となっています。そのためにも、学校教育目標、めざす学校像、学校経営方針等の具現化を図っていくためには、学校の組織力を強化するとともに、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる管理職の育成が求められています。

また、学校や教職員に対する過度の期待、学力向上、いじめ・不登校問題など複雑化・多様化した諸課題を背景として、多忙感やストレスを感じている教職員もいることから、子どもたちと十分に向き合うためにも教職員の負担軽減を図ることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校の組織力を強化するため、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる管理職を育成します。
- ◆各学校において、学校評価・人事評価を学校経営・学校運営に効果的に活用できるよう充実を図ります。
- ◆教職員が児童生徒と向き合う環境づくりの取り組みを推進するとともに、心身の健康の保持・増進や倫理観の醸成など教職員への支援に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 中核となる教職員、リーダーシップを発揮できる管理職の育成

- 各学校を担う管理職としての資質・能力や意識の向上を図るため、学校経営研修会や教頭マネジメント研修会などの管理職対象の研修会を実施し、研修内容等の充実を図ります。また、市立学校長会議や市立学校教頭・副校長会議等の機会を通して管理職としてのリスクマネジメントの意識向上を図り、資質・能力の育成を図ります。

- ライフステージ*に応じた研修会として、概ね10年経験以上の教職員を対象とした教育経営部会や主幹教諭・教務主任を対象とした教育課程研修会を実施し、学校の中核となるミドルリーダー*等の育成を図ります。

2 学校評価・人事評価の効果的な活用

- 学校評価に関しては、学校自己評価重点シート等を活用して各学校が自己評価を行うとともに、学校関係者評価委員会を開催し、学校関係者評価を生かした学校経営・学校運営を推進します。
- 人事評価に関しては、教職員個々の自己評価シートを活用し、教職員の資質・能力の向上を図り、教職員が協力して学校全体を活性化させ、教育力を高めます。

3 教職員の倫理観の醸成

- 教職員による不祥事根絶に向け、経験年数に応じた研修会を実施し、倫理観の醸成に努めます。

4 教職員の心身の健康の保持・増進

- 川口市立学校衛生委員会を設置するとともに、各学校においても、衛生管理者・衛生推進者を選任します。併せて、全市立学校・園においてストレスチェックを実施し、それに伴う研修を充実させることで、職場環境の整備や教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。また、産業医の指導による健康相談を実施し、健康指導を推進します。
- 教職員メンタルヘルスカウンセラー*を配置し、研修会や個別の相談等を通して教職員の心身の健康保持・増進を図ります。
- 在校時間調査を毎月実施し、週1回のリフレッシュデー等を通して早めの退勤を意識させるとともに、学校における負担軽減に向けた取り組みを進め、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。
- 学校で発生する諸問題の早期解決及び適切な対応を図るため、弁護士や臨床心理士など専門家による相談体制を充実させ、学校における負担軽減を図ります。

Ⅰ 子どもたちの安心・安全の確保

■ 現状と課題 ■

学校や通学路などにおけるさまざまな事件、事故、災害から児童生徒を守ることが一層強く求められています。特に東日本大震災後は、安全に対する意識が強くなっています。

最近では、ゲリラ豪雨や突風、竜巻などの自然災害も発生しており、児童生徒自らが危険を予測し、回避する能力を身に付けさせる必要があります。また、近年、自転車運転者が加害者となる事故が社会問題となっており、学校において交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高める指導の徹底を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。

学校の安全指導については、学校の危機管理体制を一層充実させるとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが求められています。

さらに、学校や家庭・地域、関係機関など地域ぐるみで子どもたちの安心・安全を確保することも求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆日常生活に起こり得るさまざまな事象に対して、児童生徒自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けさせることができるよう、発達の段階に応じた安全教育を推進します。
- ◆学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- ◆児童生徒の生活安全や交通安全、災害安全（防災）について、家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 安全教育の推進

- 児童生徒の安心・安全を確保するため、全ての学校で学校安全に関する計画を検証・改善し、適切に実施します。
- 安全教育、防犯・防災教育などの視点を踏まえた各種の避難訓練などを計画的に実施することで、安全意識や自ら危険を予測し回避する能力などを身に付け、主体的に行動できる児童生徒を育成します。
- 警察や交通安全対策課などの関係機関との連携を密にし、自転車運転に関する講習会や交通安全教室の実施などにより、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく安全に生活できる児童生徒を育成します。また、条例により損害賠償保険等への加入が義務化されたことやヘルメット着用の必要性について啓発を行います。

2 学校の危機管理体制の整備・充実

- 警察や消防、防災課、防犯対策室など関係機関との連携を密にし、各学校において、防災マニュアルや避難所開設マニュアル、危機管理マニュアル等を整備するとともに、それらを的確に活用できるよう、教職員研修や校内研修の充実を図ります。
- ゲリラ豪雨や突風、竜巻などの自然災害にも対応できるように、各学校において、防災マニュアルを充実するなど、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

3 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

- 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を推進します。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用・見直し、スクールガード・リーダー*の配置、学校安全ボランティア活動*の充実、学校応援団*や学校運営協議会との連携などにより、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- 通学路の安全点検及び通学方法等の点検を随時行うことを通して、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取り組みの充実を図ります。



AED 講習

オ いじめ防止対策の推進

■ 現状と課題 ■

本市のいじめ認知件数は増加傾向にあります。いじめは重大な人権侵害であり、許されるものではありません。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、また学校外でも起こり得るものであるとの認識のもと、学校や家庭・地域や関係諸機関が一体となって対応し、社会全体で解決しなければならない問題です。このような中で、全ての子どもたちにいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成することが必要です。

また、いじめ防止対策推進法や川口市いじめの防止等のための基本的な方針などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの未然防止や早期発見・迅速な対応に向けた組織的な取り組みを進めます。
- ◆子どもたちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- ◆いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の専門的な知識や技能の向上に努めます。
- ◆いじめに悩んでいる児童生徒や保護者が相談できる体制の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 いじめ防止対策の推進

- 川口市いじめ問題対策協議会において、学校・家庭や地域・警察などの関係機関が一体となって、いじめ問題に関わる対策を協議し、いじめ問題の解消に取り組めます。
- いじめ対応教員*が中心となり、組織的ないじめの早期発見・早期対応に努めます。
- いじめゼロサミット*を通して、児童生徒が取り組む「いじめゼロ活動」を推進し、いじめを許さない機運を醸成します。
- ネットいじめやネットトラブル等から子どもを守るため、関係機関と連携し、教員への研修を実施するとともに、保護者・児童生徒への啓発を行います。
- 「いじめ予防ピンクピンバッジ*」を児童会役員、生徒会役員が着用し、いじめの予防を呼びかけます。着用時期は、6月、9月、11月、2月です。
- 各学校からの、いじめ認知件数定期報告をもとに、実態把握に努めるとともに、必要に応じて、いじめの解消に向けた支援を行います。

2 相談体制の充実

- いじめ相談テレフォン*や、いじめ相談メール*等、様々な相談窓口を周知し、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- 教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態など、カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 学校において、アンケート調査を実施し、いじめ対応教員*や学年主任等、誰にでも相談できる体制を整えられるよう支援します。

力 不登校児童生徒への支援

■ 現状と課題 ■

本市の不登校児童生徒数は、小・中学校で増加傾向にあります。不登校はどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。さらには、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが重要です。

不登校児童生徒への支援においては、本人の意思を十分に尊重したうえで、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばしながら、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざすことが求められます。また、不登校は中学生になると増加する傾向にあり、その防止には様々な環境の変化に対応できる力を早期の段階で育んでいくとともに、小・中・高等学校の円滑な接続が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆児童生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- ◆不登校に悩んでいる保護者が相談できる体制の充実を図ります。
- ◆児童生徒の不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた教員の専門的な知識や技能の向上に努めます。
- ◆不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立ができるよう、様々な体験活動や学習の機会を提供します。

■ 主な取り組み ■

1 不登校対策の推進

- 各中学校区に教育相談支援員*を配置し、相談活動や家庭訪問等を行うなど、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育相談活動を推進します。
- 教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態など、カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 不登校に係る調査を継続して実施しつつ、課題を抱える学校には訪問して対策を検討するなど、未然防止を図るとともに、早期発見・早期解消に努めます。
- 児童生徒が明るく安心して学べる学校づくりの実現のため、教員に対する研修を充実し、不登校の未然防止、早期発見・早期解消に努めます。

2 学校復帰等の意欲に応える機会の提供

- 学校へ行きたい意思がありながら登校できない児童生徒に対し、一人ひとりの意欲に応える体験活動や学習機会を提供するため、適応指導教室*(中学校：チャレンジスクール・小学校：わくわくスクール)を開設し、学校への復帰を支援します。
- 不登校児童生徒の実態に応じながら学習の機会が得られるよう、支援を行います。
- 不登校児童生徒の社会的自立への一助とするため、保護者とともに不登校を考える会を開催します。

キ 教育相談の充実

■ 現状と課題 ■

高度情報化、都市化、少子高齢化、核家族化の進行など、現代社会の大きな変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向がみられます。

とりわけ、高度情報社会を反映して、インターネットなどによる有害情報に絡む事件や、SNS*・メールなどによるいじめの増加等が懸念されています。また、家庭における教育力の低下、虐待の深刻化等、地域の包容力の低下は、人間同士の関わり合いやコミュニケーションの不足を生じさせるなど、児童生徒に大きな影響をもたらしています。

学校教育においても生徒指導上の諸問題は、極めて多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成など日常の生徒指導に関する課題とともに、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待など心や生命に関わる問題に対しても、引き続き迅速かつ適切な対応が求められます。

これらの解決のために、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実を推進します。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校における教育相談体制の整備・充実を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育相談活動を推進します。
- ◆教育研究所における教育相談環境の整備・充実を図り、児童生徒の心理や福祉に関する多様な相談にも対応できる教育相談体制づくりを推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関が連携を図り、増加する不登校等、生徒指導上の諸問題に関わる未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に取り組みます。
- ◆教育全般についての悩みや不安を抱える家庭への相談に応じます。

■ 主な取り組み ■

1 学校における教育相談体制の整備・充実

- 管理職、教育相談支援員*、スクールカウンセラー*、いじめ対応教員*、教育相談担当教員、担任等の連携を図った校内教育相談体制の整備・充実を推進します。
- 教育相談の研修会や、校内研修会を通して、質の高い教育相談活動に必要な理論や技法、態度を身に付けた教職員や教育相談支援員*の育成を図ります。
- 指導主事*による学校訪問での指導助言や、スクールソーシャルワーカー*による支援計画の立案など、さまざまな問題の解決に向けた支援を行います。

2 教育研究所における教育相談体制の整備・充実

- 教育研究所に、教育相談員やカウンセラー・スクールソーシャルワーカー*等を配置し、さまざまな相談支援にも対応し、問題の解決や悩みの解消に向けた支援を行います。
- 相談の間口を広げるため、市内8か所の公民館等に教育相談員が出張し、各中学校区には教育相談支援員*を配置します。また、ひきこもり等の児童生徒には訪問相談員が家庭を訪問し、学校との連携を図りながら相談・支援を行います。
- 精神的な面で不安を抱える児童生徒に対して、専門医が教育研究所において相談を行います。
- 保護者や学校から申し込みがあった学校不適応や就学に関する相談に対して、教育研究所の指導主事*や特別支援教育アドバイザー*が学校を訪問し、相談・支援を行います。

3 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- いじめ相談テレフォン*や、いじめ相談メール*を設置し、未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に努めます。
- 解決困難な事案については、スクールソーシャルワーカー*や関係諸機関を交えたケース検討会議を実施し、解決に向けた支援に取り組みます。
- 教育研究所の適応指導教室*では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向かえるよう、小集団での人間関係づくりや学習、教育相談等を行います。
- 発達に課題がある、または、あると思われる幼児（年長）や児童生徒の相談と、適正な就学の支援について、保護者とともに進めていきます。

ク 夜間中学の充実

■ 現状と課題 ■

平成28年12月に成立した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、戦後の混乱期に学校に通えなかった方や、不登校など何らかの事情により学校で十分学ぶことができなかった方、さらには外国籍の方などに対する学習機会の提供を目的に平成31年4月に埼玉県内初の公立中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という）として、芝西中学校陽春分校を本市に開設しました。

生徒は、埼玉県内全域から受け入れており、義務教育を修了した方であれば、国籍を問わず入学することができます。入学した生徒は、卒業後の進路に目標を持ち、夜間中学での生活が大切な学びの場となっています。

こうした状況を踏まえ、学びを求める生徒の多様なニーズを受け止めながら、より一層の教育内容の充実を図ることや、施設設備面の充実を図ることが今後の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆公立の中学校として、学習指導要領*に基づいた指導を実施するとともに、一人ひとりのニーズに適した学びの場となるよう教育課程の充実を図ります。
- ◆日常の学校生活を通して日本の文化やマナーについて学習したり、本校生徒との授業や行事における交流等を通して体験的に学習したりすることで、多様な生徒の実態に対応した学習活動の充実を図ります。
- ◆より充実した環境での教育の機会の確保に向けて、施設の整備を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 学習指導要領*に基づく教育課程の編成

- 学習指導要領*に基づいて特別な教育課程を編成し、一人ひとりのニーズに応じた教育課程を編成します。
- 美術、技術、家庭など技能教科については、作業が継続しやすいよう、一定期間にまとめて時間割を編成します。
- 在籍生徒が多国籍であることから、さまざまな国の文化や考え方を認め合えるよう国際理解教育*の充実を図ります。

2 一人ひとりの生徒に応じた指導の充実と人的支援

- 学習支援員の配置など人的支援を行い、生徒一人ひとりを手厚くサポートできる指導体制の充実を図ります。
- 特に、学力に差が出やすい数学や英語、基礎体力の違いがある保健体育については、工夫した少人数指導を推進していきます。
- 外国籍の生徒に対しては、日本語の授業や日本の文化やマナーに関する授業を行います。
- 日本語の習得が十分でない、さまざまな母語をもつ生徒の日本語学習をより一層推進させるため、日本語指導教員の研修を充実させます。
- 学校訪問を通して、学校と一体となって夜間中学としてのカリキュラムのあり方や授業改善を図り、生徒一人ひとりの学びを充実させます。

3 「学校」としての体験活動の充実

- 学校行事や学習を通して、本校生徒との交流の機会を設け、学習意欲の向上を図ります。
- 学校生活を十分に体験できなかった生徒もいることから、入学式、卒業証書授与式など儀式的な行事や、校外学習、体育祭、合唱コンクールなど学校行事の充実を図ります。

4 夜間中学の施設整備

- 夜間中学は、平成31年4月の開校以来、旧県陽高等学校の一部を暫定的な校舎として活用していることから、より充実した環境での教育の機会を確保するため、新校舎の建設に取り組めます。

【施策4】地域の教育力・健全育成活動の充実

(1) 地域の教育力・健全育成活動の充実

ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

■ 現状と課題 ■

子どもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っています。学校・家庭・地域が役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携して子どもの成長を見守る必要があります。子どもたちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけることが重要です。そうした取り組みにより、家庭・地域の絆が深められ、学校の教育力も高められることが期待されます。本市では、地域の住民の参画を得て取り組む学校応援団*や放課後子供教室*の活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業や団体との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆地域の人々が学校と連携・協働して、子どもの成長を支える地域学校協働活動を推進し、「社会に開かれた教育課程*」「学校を核とした地域の創生」を実現します。
- ◆学校が家庭・地域の教育力を取り込んで、学校教育の充実が図られるよう、学校応援団*の活動の充実を図ります。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、経済的支援が必要と認められる家庭への支援や子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりなどに努めます。
- ◆家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会を広く設けるなど、社会全体で取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 地域学校協働活動の推進

- 学校と地域の関係を連携・協働に発展させるため、学校応援団*や PTA などこれまでの活動を踏まえ、「社会に開かれた教育課程*」の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進します。
- 「社会に開かれた教育課程*」の円滑な実施のため、地域の人々や団体による緩やかなネットワークの整備を支援します。
- 地域の住民の学校教育への主体的な参画により、市民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通じた学びや持続可能な地域の再生につなげます。

2 学校応援団*の活動の充実

- 学校応援団*の活動の状況や人材確保の例などを学校に提供したり、実践事例を発表する場を設けたりするなど、活動への支援を行います。
- 学校応援団*の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。

3 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した教育活動の充実

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*を活用し、学校・家庭・地域の連携・協働をさらに強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 経済的支援が必要と認められる家庭への就学援助や奨学資金貸付、学習支援ボランティアによる中学生・高校生への学習教室などの支援に努めます。
- 放課後子供教室*、放課後児童クラブの充実を図り、子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりを推進します。体験活動や地域住民との交流活動の推進を図った放課後子供教室*の充実、放課後子供教室*と放課後児童クラブとの一体型を含めた連携などに努めます。

4 家庭の教育力の向上

- 子育ての目安「3つのめばえ*」や埼玉県家庭教育アドバイザー*、保護者向けの「親の学習」プログラム*等の活用を促進し、家庭の教育力の向上を推進します。

イ 青少年の健全育成

■ 現状と課題 ■

少子化・核家族化やライフスタイルの多様化が進展し、地域のつながりが希薄化した現代では、子どもの活動の場は狭い範囲にとどまる傾向があります。また、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子どもの行動やコミュニケーションの広がりや周囲から認識されにくく、問題が深刻化しやすくなっています。

このような中で、子どもを健全に育成するためには、子どもが自ら考え、行動する習慣を身に付け、自己肯定感を持って成長できるよう、自然体験や生活体験の機会を提供するとともに、地域活動などを通して、積極的な社会参加を促すことが大切です。

また、子どもや若者を取り巻く環境が変化する中で、ニートやひきこもり、不登校、発達障害など、さまざまな要因により社会生活を送ることに困難を抱える子どもや若者への対応が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆子どもが自ら考え、行動する習慣を身に付け、自己肯定感を持って成長できるよう、各種取り組みを進めるとともに、地域活動などを通して、社会参加を促します。
- ◆子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進するとともに、指導者の養成等に取り組めます。
- ◆子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを進めるとともに、困難を抱える子どもや若者を支える体制づくりを推進します。

■ 主な取り組み ■

1 青少年の育成と社会参加の促進

- 子どもが生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施します。
- 地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てます。

2 青少年団体活動の奨励と指導体制の充実

- 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進します。
- 講習会や研修会を実施し、指導者の養成や知識・技術の向上に努めます。

3 家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進

- 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進します。
- 市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開します。
- 困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進します。



放課後子供教室

